

関係者各位

令和7年9月2日

【照会先】

新潟労働局 労働基準部 賃金室

室長 金丸 浩也

室長補佐 金安 申一

TEL : 025-288-3504

新潟県最低賃金は、10月2日から時間額1,050円になります。

—— 現行最低賃金額から65円の引上げ ——

新潟労働局(局長 福岡洋志)は、令和7年度新潟県最低賃金(地域別最低賃金)について、下記のとおり、現行最低賃金(時間額985円)を65円(6.60%)引上げて1,050円とすること、本年10月2日から効力が生ずることを本日の官報に公示しました。

これにより、改正後の新潟県最低賃金(時間額1,050円)は、本年10月2日から適用されます。

記

新潟県最低賃金の改正については、本年8月6日、新潟地方最低賃金審議会(会長 長谷川^{はせがわ}雪子^{ゆきこ})から新潟労働局長に対し、現行の時間額を65円引上げて1,050円とする旨の答申が行われ、その後、新潟労働局長は、8月22日、同審議会に対し改正意見に対する異議申出があったことから諮問したところ、同審議会は、異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、「本年8月6日付答申どおり決定することが適当である」との答申が行われました。

これを受け、新潟労働局長は、新潟県最低賃金を現行の時間額から65円(6.60%)引上げ、時間額1,050円に改正することを決定し、官報公示しました。

効力発生日は本年10月2日からとなり、新潟労働局では、今後、関係機関の協力の下、市町村広報誌等への掲載やポスターの掲示等を通じて、改正された新潟県最低賃金及び中小企業・小規模事業者に対する支援事業の周知を図ってまいります。

【改正額】

時 間 額	1,050円	(現行985円)
引 上 額	65円	
引 上 率	6.60%	

【参考資料】

○新潟県最低賃金額の推移（平成 14 年度～令和 7 年度）

〔最低賃金について〕

- 新潟県最低賃金は、新潟県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。
- どのような雇用形態（臨時採用、アルバイト、歩合給）でも、最低賃金法によって、最低賃金額以上の賃金を支払わなくてはなりません。

ただし、次に掲げる賃金は算入の対象になりません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

なお、時間外労働（早出・残業）、深夜労働（22～5 時）、休日労働（週 1 日の法定休日）には、それぞれ所定の割増賃金の支払いが必要です。

- 月給制の場合（上記以外の月ぎめ手当を含む）には、『(月給額×12 か月)÷年間総所定労働時間≧最低賃金額』の計算式によって比較した最低賃金額以上の賃金を支払わなくてはなりません。
- 派遣労働者については派遣先事業場に適用される最低賃金が適用されます。

新潟県最低賃金額の推移（平成14年度～令和7年度）

年度		平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
新潟県最低賃金	①発効日	9月30日	－	9月30日	9月30日	9月30日	10月19日	10月26日	－	10月21日	10月7日	10月5日	10月26日	10月4日	10月3日	10月1日	10月1日	10月1日	10月6日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月2日
	②対前年度引上額 （円）	±0	±0	+1	+3	+3	+9	+12	±0	+12	+2	+6	+12	+14	+16	+22	+25	+25	+27	+1	+28	+31	+41	+54	+65
	③上昇率	(0.00%)	(0.00%)	(0.16%)	(0.47%)	(0.47%)	(1.39%)	(1.83%)	(0.00%)	(1.79%)	(0.29%)	(0.88%)	(1.74%)	(2.00%)	(2.24%)	(3.01%)	(3.32%)	(3.21%)	(3.36%)	(0.12%)	(3.37%)	(3.61%)	(4.61%)	(5.80%)	(6.60%)
	④改定時間額（円）	641	641	642	645	648	657	669	669	681	683	689	701	715	731	753	778	803	830	831	859	890	931	985	1,050
地域別最低賃金 （全国加重平均）	⑤改定時間額（円）	663	664	665	668	673	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930	960	1,004	1,055	
	⑥目安額（円）	－	0	－	3	3	14	15	7～9	15	6	7	14	16	18	24	25	26	27	－	28	30	40	50	
	⑦対前年度引上額 （円）	0	1	1	3	5	14	16	10	17	7	12	15	16	18	25	25	26	27	1	28	30	44	51	

(注1) H14年度から時間額で目安が示されている。
(注2) ③は、対前年度引上率を示したものである。（小数点第三位以下四捨五入）

